



軽自動車税の税率が改正されます

改正ポイント①

平成27年度から、この表の車種区分の全ての車両について、改正後の税率が適用されます。

車種・区分		改正前税率	改正後税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	二輪 50cc超、90cc以下	1,200円	2,000円
	二輪 90cc超、125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪のもの(側車付含む)(排気量250cc以下)	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車(排気量251cc以上)		4,000円	6,000円

改正ポイント②

三輪以上の軽自動車については「平成27年3月31日以前に新規登録した車両」に限り、平成27年度以後(③の特例税率が適用されるまで)においても改正前の税率が適用されます。

車種・区分		改正前税率	改正後税率
軽自動車	三輪のもの	3,100円	3,900円
	四輪以上 乗用営業用	5,500円	6,900円
	四輪以上 乗用自家用	7,200円	10,800円
	四輪以上 貨物用営業用	3,000円	3,800円
	四輪以上 貨物用自家用	4,000円	5,000円

※平成27年4月1日以後に新規登録をした三輪以上の車両については、改正後の税率が適用されます
 ※軽自動車税は4月1日に所有している方に課税されるものですので、平成27年度課税分について②の改正後の税率が適用される車両は、平成27年4月1日に新規登録された車両に限られます

改正ポイント③

「新規登録から13年を経過した三輪以上の軽自動車」については、平成28年度から新たに特例税率が適用されます。

車種・区分		改正後税率	特例税率
軽自動車 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車および被けん引車を除きます	三輪のもの	3,900円	4,600円
	四輪以上 乗用営業用	6,900円	8,200円
	四輪以上 乗用自家用	10,800円	12,900円
	四輪以上 貨物用営業用	3,800円	4,500円
	四輪以上 貨物用自家用	5,000円	6,000円

※上記の特例税率が適用となる時期は、車両の初年度登録時期によって変わります
 平成14年以前に初年度登録の車両……………平成28年から重課
 平成15年1月から平成16年3月までの期間に初年度登録の車両……………平成29年から重課
 平成N年度(平成16年度以後)に初年度登録の車両……………平成(N+14)年から重課

法人市民税 法人税割の税率が改正されます

石狩市における法人市民税法人税割の税率を14.7%から12.1%へと引き下げます。改正後の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用となります。
 なお、予定申告に係る経過措置として、「平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度」における予定申告額に係る法人税割は、「前年度の法人税割額の4.7/前事業年度の月数」(通常の事業年度においては「前年度の法人税割額の6/前事業年度の月数」)となります。



11/10から 除雪センターが始動しています

除雪センター

除雪車は昨年同様、降雪が10cmに達し、なおも降り続くことが予想される場合に出勤します。除排雪作業についてのお問い合わせは各地区の除雪センターまでお寄せください。

地区	担当業者	所在地	電話番号
花川、樽川、花畔、緑苑台 ☞ http://ishikari-josetsu.main.jp/	花川産業(株)、(株)花川重機建設、マルウロコ酒井建設工業(株)、(株)石建開発、産共土木(株)、特定共同企業体	花畔140・12	☎77・5151
新港西	(株)酒井組	八幡2丁目132・5	☎66・3103
新港南、新港中央	機械開発北旺(株)	新港南1丁目28・9	☎64・2157
本町	(株)酒井組	八幡2丁目132・5	☎66・3103
八幡、高岡、北生振、美登位 緑ヶ原、虹が原	朝日建設運輸(株)	八幡1丁目459・28	☎66・3336
生振	北生産業(株)	生振2線北306・2	☎64・7133
厚田、安瀬、別狩、小谷、古潭 押琴、嶺泊	厚田産業(株)	厚田区厚田7・68	☎78・2268
望来、聚富	(株)沢田建設工業	厚田区小谷177・1	☎78・2024
浜益、川下、柏木、毘砂別 送毛、濃屋、実田、御料地、雄冬	岸本産業(株)	浜益区柏木87	☎79・3233
群別、幌、床丹、千代志別	聖太産業(株)	浜益区群別596・49	☎79・3201

- 道路維持業務と除排雪業務は、石狩市道路維持事業協同組合(☎77-5582)で行っています。
- 除雪センターでは朝6時30分までに除雪を終了するようにしていますが、降雪状況によっては時間までに終了しないこともありますのでご了承ください。また、除雪作業中は騒音や振動でご迷惑をおかけすることもありますのでご理解をお願いします。

市内にある雪堆積場

後から来る人のために、雪は奥の方から捨てるようにしましょう。また、ごみの混じった雪は捨ててはいけません。



※場内整備や気象状況または降雪量によっては、利用時間中でも閉鎖することがあります。また搬入予定量に達した場合も、堆積場を閉鎖する場合があります

国道、道道の除排雪作業について

下記の窓口へお問い合わせください。

国道

旧石狩市域および厚田区
札幌開発建設部 札幌道路事務所
当別分庁舎 第3工務課
☎0133-23-2074

浜益区

札幌開発建設部
滝川道路事務所 工務課
☎0125-22-4147

道道

北海道空知総合振興局
札幌建設管理部
当別出張所 施設保全室
☎0133-23-2220

道内の国道、
道道の道路情報
(北海道開発局)

北海道地区道路情報 <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>